

平成15年第3回教育委員会記録

平成15年2月12日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成15年2月12日(水)午後2時03分～午後3時25分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ

欠席委員 教育長 與川 幸男

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 森 仁司
施設課長 小林 陽一 指導室長 工藤 豊太
社会教育
スポーツ課長 武笠 茂
社会教育
センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館
次長 杉田 治幸
事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(報告)

- (1) 平成15年度教育目標について
- (2) 中学校心身障害学級の新設について
- (3) 平成15年度学校希望制度の実施日程について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (5) 杉並区社会教育委員の選考基準の改正について
(秘密会)
- (6) 校長・教頭の人事異動について

委員長 ただいまから、平成15年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

與川教育長は、公務のため欠席の連絡を受けております。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり報告事項が6件となっております。このうち「校長・教頭の人事異動について」は人事案件ですので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条により、非公開にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、「校長・教頭の人事異動について」の報告は非公開とさせていただきます。

初めに「平成15年度教育目標について」庶務課長からご報告をお願いします。

庶務課長 私から「平成15年度教育目標について」ご報告いたします。教育委員会の教育目標として、お手元に平成15年度版がありますが、「教育目標」については、平成13年2月の教育委員会で決定されていますので、今回についても教育目標はその決定どおりに進めていきます。

「基本方針」ですが、基本方針についても中期的なスパンの中で、基本方針というものを策定、決定をしていますので、この教育目標と基本方針については今回も変更はしていません。

次の3ページですが、「教育施策の推進」という部分で変更を行いました。これは原案の段階で委員さんから意見をいただき、それらを基にしながら修正を図りました。主な修正として、今日の資料で「教育施策の推進の主な変更点」というものがありますので、それを基にご報告申し上げます。

主な変更点は何点かあります。～番まであります。最初に小・中学校、それから高等学校の連携という部分の追加をしました。これらについては、既に小・中学校間の協力や交流ということをやっている所もあります。今回改めてこの連携を追加することによって、より一層小・中学校の連携、高等学校についても高校改革という中で新たな施策が打ち出されて、杉並区内の高等学校もさまざまな工夫をこなしながら進めています。高校側からも小・中学校、例えば報道もされた三谷小学校と杉並工業高等学校での連携ということで、これも3月中に予定されていますが、いわゆる高校生が三谷小学校の子どもたちと総合の学習の中で授業を行うという試みもされています。そういった意味で、それぞれの学校がより連携を進めようということを出しています。幼稚園・保育園と小学校との連携というものも追加をしました。

の2-(6)のところですが、「学校運営の弾力的運用の検討を追加」ということで、これも昨年度、弾力的運用の部分については記述がありましたが、より独自性を発揮できるよう、休業日の設定や二学期制などの実施について検討を進めて、それぞれ必要があれば規定等の整備を行

っていくということで考えています。「規制」となっていますが、「規定等の整備」ということで訂正していただきたいと思います。

進路指導の関係ですが、昨年までは進路指導を割と小さくとらえていましたが、職場体験活動などをより大きくとらえる必要があるだろうということで内容の加筆をしました。

ですが、「教員の資質向上をめざした研修体系の確立」ということで、これも追加です。来年度から、10年目研修などを区が主体的に行っていかなければならないということがあります。それと、教員の資質向上の機会を充実させるということで、研修体系をきちんと作っていきこうという部分を入れています。

のところでは、3 - (9)という項目で「危機管理体制の強化」を追加しました。これも前回なかった部分ですが、事故や犯罪への緊急体制の整備というもの、もちろんこれらについてはこれまでも進めておりますが、より一層危機管理意識という下の中で、何が起こるかかわからない状況にどう対応していくか、そういったところまでもしっかり考えていきこうということで出しています。

次に「読書活動の推進」、これは内容の変更ですが、現在「子どもの読書活動推進計画」ということで、仮称ですが内部的に検討を始めています。平成15年度は、その推進計画の策定をして図書館、学校、地域の中での読書活動の推進というものを進めていきこうと、そういうことから今回入れています。

ところで「すぎなみコミュニティカレッジの充実」というものを追加しました。

ですが「地域に開かれた科学館、済美教育研究所」ということで、これも新たに入れました。科学館については、今年度、生涯学習施設として位置付けて現在運営しています。済美教育研究所についても、生涯学習施設と位置付けて、なおかつ区の「教育センター」としての役割を一層強めていく、学校教育支援機能というものを充実させていく、そういう立場から今回盛り込んでいます。

は「学校評価の実施」ということで、これも入れています。学校の自己評価、外部評価を行って分析をして、教育活動への反映を行うということです。

主な修正点については以上です。

委員長 委員の皆さん方のご意見等を踏まえ、事務局でまとめられたのですが、主な変更点だけではなく、ご質問、ご意見ありませんか。

宮坂委員 2の「主な変更点」の「幼稚園・保育園と小学校との連携」ですが、幼稚園・保育園というのは、いわゆる類似施設というのは考えに入れていないのですか。類似施設というのがありますよね。幼稚園・保育園ではなく、まだ認可の取れていないもの。未公認のもの。

学務課長 今回の変更に当って新たに盛り込んだ点ですが、少子化の中でより一層就学前の時期と学齢期の連続性、一体性ということでこういった目標を掲げました。当然、同じ就学前の子どもという点では、類似施設の子どもも同様です。通常の認可されている幼稚園と同様、一定の配慮なり対応をする必要があると考えています。

委員長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 どうもありがとうございました。次に「中学校心身障害学級の新設について」と「平成 15 年度学校希望制度の実施日程について」、学務課長からご報告をお願いします。

学務課長 私から 2 件続けてご報告させていただきます。まず 1 点目の「区立中学校心身障害学級の新設について」です。資料をご覧ください。既にご案内のとおり、今般、杉並区で新しく策定した平成 15 年度から平成 17 年度にかけた実施計画の中で、「心身障害学級の充実」事業として、新たに知的障害の心障学級を中学校に新設するということが定められました。これを受けて、今般公表された平成 15 年度の区の予算の中で、改めて盛り込まれました。これらを踏まえて、この度、平成 16 年 4 月の開設を目指して、井草中学校のほうに新しく知的障害の心身障害学級を新設することとしました。

2 番目の選定理由ですが、資料の 2 枚目に心障学級の生徒数あるいは学級数の推移の資料を付けております。ご覧のとおり、年々、障害児教育に対する理解の深まり、あるいは社会のノーマライゼーションの進展という中で、心障学級に入られる子ども、あるいは学級の数が増加する傾向にあります。こうした点を踏まえて、現在、小学校は 9 校、中学校は 3 校に、固定の知的障害の心障学級を設置して身障教育を推進しています。こうした動向を踏まえて、特に区の北部地域に新たに中学校の心障学級を設置することとしました。

最後に、現在の中学校の心障学級の通学区域図を載せました。現在、阿佐ヶ谷中、大宮中、宮前中の 3 校に心障学級があり、この太線で分けた区域に沿って学区域を定めております。このうち宮前中については、現在も区の北部地域の学区域を引き受けている関係もあり、現在、5 学級にも届くような状況です。特に心障学級がない北部の地域のほうで選定作業を進めてきた次第です。

選考理由としては、既設の 3 校との地理的な関係もありますが、心障学級を整備するには、いちばん上にカッコ書きで書いているとおり、普通教室で 6 教室相当のスペースが必要になってきます。したがって、余裕教室の状況なども加味しながら、この度井草中学校に決定したものです。

開設時期は、平成 15 年度に所要の改修工事等をした上で、平成 16 年 4 月開級ということで準備していきたいと思っています。

学級規模は、心障学級は認可上1学級8名定員ですが、2学級編成の16名の規模を予定しています。また、通学区域は現行3つの区域割りで定めていますが、新たに1校増えてきますので、今年の7月ごろを目途に、学校関係者・保護者の皆さんからのご意見・ご要望などを聴く機会を設けながら、変更手続きを進めていきたいと考えております。設置工事等の日程については、裏面を参考にさせていただきたいと思っております。

2点目の「平成15年度学校希望制度の実施日程について」です。平成14年度の希望制度を踏まえて、平成15年1月に、平成15年4月入学の就学通知書をお送りしました。この度、平成15年度で学校希望制度導入3回目になりますが、希望制度の実施日程を定めましたので、ご報告申し上げます。

今回の希望申請の期間ですが、今年度の実績などで、小学校の就学時健診の連絡がもう少し早くできないかというご要望もありました。そこで、今年度よりも申請時期をやや早めて、今年度は9月13日に希望申請書類をお送りしていましたが、4日ほど早めた9月9日から概ね1カ月、10月6日の期間を予定しています。

また、学校見学の期間についても、今年度は小・中に分けて学校見学の期間を設定していましたが、より学校の自由な裁量の中で実施していただくということで、小中とも9月12日から10月3日の間、最低5日間ということで、学校の教育課程の中で計画的に設定していただくようお願いをさせていただいております。

また、就学時健診については、今年度は10月20日ぐらいに発送したわけですが、保護者の皆様からのご要望などを踏まえて、10月中旬ぐらいを目途に早めにお出しできるよう、運営課と調整をしながら準備を進めていきたいと思っております。

就学通知は、例年1月10日ごろを目途にしていますが、来年は1月9日発送ということで取り組んでいきたいと思っております。

その他、来年度は、平成14年度に学校ホームページが全校に立ち上がりましたので、その内容の充実ということが大きな課題です。指導室のほうとも連携をしながら、学校のほうに提供するデータの更新に当たっての内容充実ということでお願いしていく一方、学校評価ということが新たな形で取り組まれますので、そういった結果を含めた学校情報をよりきめ細かく保護者にお届けするよう、学校とも連携しながら努めていきたいと考えております。以上です。

委員長 最初のほうの「中学校心身障害学級の新設について」ということで、ご質問、ご意見ありますか。

安本委員 通学区域の変更ということになると思うのですけれども、阿佐ヶ谷、大宮、宮前、全部含めて変えるということになりますか。

学務課長 通学区域の変更の考え方は、こちらに書いてあるように、当然ながら各施設にキャパシティーがありますので、全体の生徒数のバランスの均衡が確保できるように進めるとともに、既存の小学校の通学区域との関係、あるいは通学する経路、手段の合理性、保護者、子どもたちへの負担などを考慮して検討することになります。今のところすべての線引きを変更をするかどうかの検討はそこまでしていませんが、こういった点を踏まえて見直しを図っていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 資料の5番目の「通学区域」、平成15年7月を目途に変更すると書いてありますが、これはどういう意味ですか。

学務課長 平成16年度の就学相談などが秋ごろから始まりますので、その前には新しく、井草中学校の心障学級も含めた通学区域を定めませんと、適切な相談対応ができませんので、1学期の終わりぐらいを目途に変更をすると表明したものです。

今後、通学区域の見直しの案などを事務局のほうで作り、学校あるいは保護者のほうにお示ししながら、ご意見を頂戴して決定をしていきたいと考えています。

委員長 新設工事との関係は。特別教室の改修準備というのは4月ですよ。移転が9月ですよ。

学務課長 新しい学級の開設は平成16年の4月で、その前の平成15年度に井草中のほうで改修工事などをしていきます。実際にお子さんが入っていくのは、当然、新1年生から順次入っていくということになりますから、あと保護者のご要望で、通学距離の関係で転学したいというご要望があれば、それは就学相談の中で対応するということです。

次長 7月に変更すること自体がどうかということですか。

委員長 そうです。

次長 募集のために早く決めるものです。実際、変更するのは平成16年4月です。

委員長 次年度以降の通学域を変更するということですよ。ここに書いてある文章は変更して実施すると読めるよね。変更すると書いてあるから、ここから実施すると読んだわけです。だから、工事の途中に変更してなんだろうと思ったのです。

学務課長 ですから、施行という言葉を使えば平成16年4月ということ。表現は、今後工夫していきます。

委員長 ほかに何かありますか。

ないようでしたら、3番目の「平成15年度学校希望制度の実施日程について」、ご質問、ご意見ありますか。

各学校の見学の期間がありますけれど、それに合わせて直接見ていただくわけですが、プレゼンテーションをうまく周知できるような対策を、いま以上にわかりやすくされたいと思います。

す。要望です。

ほかにはよろしいですか。

では4番目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」と「杉並区社会教育委員の選考基準の改正について」2点の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうから1点目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてご報告いたします。お手元の資料の最終ページをご覧いただきたいと思います。1月分のトータルです。1月分の合計、定例で30件、新規が4件、共催・後援の内訳ですと、共催が16件、後援が18件という内容になっています。

新規の項目についてご報告いたします。1ページ目の 1 になります。新規共催、団体名が「松庵ワクワクサタデー実行委員会」、事業名は土曜日学校で「松庵小土曜日学校」についての共催です。土曜日学校については、松庵小学校で小学校が24校、中学校が5校の今年度の実施状況になっています。

9の新規共催「杉森中学校PTA」が行う「卒業記念講演会」、これは家庭学級として行われるものです。家庭学級については、今年度この杉森中学校で29団体目となります。

2ページ目の 16 の新規後援、団体名「杉並区ビームライフル射撃協会」、平成14年度のビームライフル射撃選手権大会を荻窪体育館で行うものについて、新規の後援ということになっています。

もう1件は社会教育センターのほうからお願いします。

社会教育センター所長 3ページの 3「NPOスクール・アドバイス・ネットワーク」が事業者名です。「すぎなみコミュニティカレッジ『わくわく科学実験教室～インストラクター養成講座』」です。これは、子どもたちが考えることの楽しさ、自ら発見することの喜びを知り、想像性を伸ばすということで行います。地域の方々が講師として育つように、インストラクターの養成講座を実施するものです。以上です。

社会教育スポーツ課長 以上が共催・後援名義の使用承認についてです。

次に、「杉並区社会教育委員の選考基準の改正について」のご報告をいたします。先般、「杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則」の改正を教育委員会で承認していただきました。それに伴い、「杉並区社会教育委員の選考基準」の規定について整備をしています。

改正・整備の内容については、「社会教育委員の選考基準」の第4条です。

1枚資料をめぐっていただき、別紙1をご覧いただきたいと思います。「新基準」が上にあり、下に「旧基準」があります。旧基準の第4条の(2)については、「杉並区内に事務所を有する社会教育関係団体で、下記のアからウの要件を満たしている団体の代表者」という規定でした。新

基準の第4条の(2)「社会教育関係及び家庭教育の向上に資する活動を行う区民のうち公募による者」ということにし、「杉並区内に在住・在勤で、社会教育・家庭教育について活動実績があり、幅広い視野を持ち、杉並区社会教育の振興に意欲を有する者」という形に変更しています。

それに伴い、別表も、従来の区分、定数、構成を新しい規則の改正に合わせて変えています。区分については、従来、社会教育法の定義をそのまま持ってきた区分の定義でしたけれども、その内容を明示するということで、それぞれ学校教育関係者、社会教育関係及び家庭教育の向上に資する活動を行う区民のうち、公募による者、学識経験者という区分にしました。

定数については、従来、社会教育関係及び家庭教育関係の団体推薦ということでありました定数3のところを、今回、家庭教育というところで1名増員しましたので、定数を4ということにしました。定数の増については、平成13年に既に規則の中では行われていたわけですが、基準のほうがそれに対応していませんでしたので、今回基準のほうを整備するというので定数4としたものです。構成についても同様の形で改正を行っています。

別紙2のほうで「社会教育委員募集の案内」、これを応募者用に作成しました。2月11日付の広報杉並及びインターネットのホームページ、募集案内については各図書館、体育施設等で配布をしています。内容については、記載のとおりですので省略します。私のほうからは以上です。

委員長 最初のほうの「委員会共催・後援名義使用承認」についてご質問、ご意見ありますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、共催16件、後援18件はお認めいたします。

次に、「杉並区社会教育委員の選考基準の改正について」、ご質問、ご意見はありますか。

(「なし」の声)

それでは、5件の報告が終了いたしましたので、ほかになければ会議を非公開といたしますが。

庶務課長 委員長1件よろしいでしょうか。ただ今情報が入りましたので、1件追加して報告をさせていただきますと思います。

これまで教育機関のISOの認証取得ということで準備をして、それぞれの教育機関で取り組みをやってきたわけですが、10日の判定会議で登録が決定されたという情報が入っています。正式には通知書が14日に発送されるということですが、教育機関のISO認証取得の登録が決定したことのご報告をしておきます。

委員長 発行はいつからなのですか。

庶務課長 10日から発行されると思います。通知書は14日となっているのですが、登録記載というのが2月10日付になると思いますので、2月10日ということになるかと思います。

委員長 ほかに何かありますか。

(「なし」の声)

委員長 次の報告は人事案件となりますので、冒頭にお諮りしましたように秘密会とさせていただきます。よろしくお願いします。

(傍聴者退室)

委員長 それではこれから会議を非公開といたします。

< 「校長・教頭の人事異動について」の報告及び質疑応答 >

委員長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。